新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

　新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

　伊達市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。

お問合せ先

伊達市社会福祉課　生活困窮者自立相談支援窓口

電話：024-575-1264

受付時間：（月～金曜日　8:30～17:15 ）

住居確保給付金のご案内

令和２年４月20日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者　離職・廃業から2年以内の方

令和２年４月20日以降
離職・廃業から２年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項　　目	チェック欄
離職・廃業をした日から２年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	□
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？	□
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	□
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	□

（単位：万円）

	単身世帯	２人世帯	３人世帯
収入基準額（月額）	7.8	11.5	14.0
支給家賃額（上限額）	3.3	4.0	4.3

○すべての項目にチェック✓が付いた方
　住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の伊達市社会福祉課（575-1264）にご相談ください。